



作成日 2018/03/15
改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 BPワンリキッドグレー(GHS)
製品コード CE-F02-1370
供給者の会社名称 宇部興産建材株式会社
住所 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号 03-5419-6206
FAX番号 03-5419-6265

2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性 皮膚感作性 区分1A
環境有害性 水生環境有害性(急性) 区分3
水生環境有害性(長期間) 区分3
上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

警告
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害

注意書き 予防策

眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)
保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
(P280)

対応

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
(P305+P351+P338)

保管

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)

廃棄

取り扱った後、手を洗うこと。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。
(P403+P233)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
スチレン・メタクリル酸エステル共重合体	47~52%	不明	登録済み		非公開
酸化チタン	1.0~5.0%	TiO ₂	(1)-558	公表	13463-67-7
カーボンブラック	<0.1%	不明	(5)-3328,(5)-5222	公表	1333-86-4
水	42~52%	H ₂ O			7732-18-5

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び 酸化チタン(IV) (法令指定番号:191)
有害物(法第57条の2、施行令
第18条の2第1号、第2号別表

4. 応急措置
- 吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。
- 眼に入った場合 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 水で数分間注意深く洗うこと。
口をすすぐこと。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
5. 火災時の措置
- 消火剤 この製品自体は、燃焼しない。
特有の消火方法 周辺火災に対応して、消火活動を行なう事。
6. 漏出時の措置
- 人体に対する注意事項、
保護具及び緊急時措置 作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
床にこぼした場合は、滑って転倒の恐れがあるので、全量集めて処分すること。
- 環境に対する注意事項 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
漏出物を直接、川、海、土壌などに流してはいけない。
- 封じ込め及び浄化の方法
及び機材 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
少量の場合、速やかに空容器や袋などに投入する。漏出した部分は吸着マットや紙タオルでふき取る。
7. 取扱い及び保管上の注意
- 取扱い 技術的対策 取扱いは換気良好な環境のもとで、直接皮膚や目に触れないように保護手袋、保護眼鏡等を着用して取り扱う。
取扱い後は、手、顔などを良く洗う。
- 安全取扱注意事項 目や口に入ると刺激を受けることがあり、使用の際には十分気を付けること。
換気の良い場所で取り扱うこと。
眼、皮膚との接触を避けること。
取扱い後はよく手を洗うこと。
- 衛生対策 「7. 取扱い及び保管上の注意」の項を遵守し、取扱い後は、必ず手や顔を洗い、うがいをする事。
- 保管 安全な保管条件 凍結、直射日光を避け、屋内で保管する。
保管時の温度は5℃以下あるいは40℃以上とならないようにする。
容器を密閉して保管すること。

安全な容器包装材 最初の容器内でのみ保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
二酸化チタン	未設定	(第2種粉塵)吸入性粉塵:1mg/m ³ 、総粉塵:4mg/m ³	TWA:10mg/m ³
カーボンブラック	未設定	【粉塵許容濃度】(第2種粉塵)吸入性粉塵1mg/m ³ 総粉塵4mg/m ³	TWA 3 mg/m ³ (I), STEL -

保護具

呼吸器の保護具
手の保護具
眼の保護具
皮膚及び身体の保護具

呼吸器保護具を着用すること。
保護手袋を着用すること。
保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態
形状
色

液体
液体
灰色

臭い

臭いのしきい(閾)値

わずかな臭気

pH

データなし

融点・凝固点

8.0 ~ 10.0

沸点、初留点及び沸騰範囲

データなし

引火点

データなし

蒸発速度

データなし

燃焼性(固体、気体)

データなし

燃焼又は爆発範囲

下限
上限

データなし

蒸気圧

データなし

蒸気密度

データなし

比重(密度)

データなし

溶解度

1.0~1.3g/cm³

n-オクタノール/水分配

水に可溶

係数

データなし

自然発火温度

データなし

分解温度

データなし

粘度(粘性率)

データなし

動粘性率

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

情報なし

化学的安定性

通常取り扱いについては安定である。

危険有害反応可能性

通常条件では危険有害な反応は起こらない。

避けるべき条件

高温を避ける。

危険有害な分解生成物

データなし

11. 有害性情報

二酸化チタンとして

急性毒性(経口)
 急性毒性(経皮)
 急性毒性(吸入:粉じん、
 ミスト)
 皮膚腐食性及び皮膚刺激性
 眼に対する重篤な損傷性
 又は眼刺激性
 呼吸器感作性
 皮膚感作性
 生殖細胞変異原性

ラットLD50: >20000mg/kg
 ウサギLD50: >10000mg/kg
 ラットLC50: >6.82mg/L/4h

ウサギ: slightly irritating

ウサギ: mild

皮膚感作性: ヒトのパッチテストで陰性
 皮膚感作性: ヒトのパッチテストで陰性
 マウスin vivo小核試験: 陰性
 マウス染色体異常試験: 陰性
 IARC: グループ3、ACGIH: A4
 ヒュウムは気道を刺激する

職業暴露で塵肺症の報告がある

発がん性
 特定標的臓器毒性(単回
 ばく露)
 特定標的臓器毒性(反復
 ばく露)

カーボンブラックとして

急性毒性(経口)
 皮膚腐食性及び皮膚刺激性
 眼に対する重篤な損傷性
 又は眼刺激性
 発がん性

ラットLD50: 15400mg/kg
 ウサギ: 刺激性なし

ウサギ: 刺激性なし

REACH登録文書から、マウスで発ガン性は見られない。
 REACH登録文書から、腫瘍形成効果はなし。

特定標的臓器毒性(反復
 ばく露)

12. 環境影響情報

カーボンブラックとして

水生環境有害性(急性)

魚類(ウグイ)96h-LC50: >1000mg/L
 甲殻類(オオミジンコ)24h-EC50: >5600mg/L
 藻類(セネデスムス属)72h-ErC50: >10000mg/L

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の
 基準に従うこと。
 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処
 理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っ
 ている場合にはそこに委託して処理する。
 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険
 性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
 容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並び
 に地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報
 Marine Pollutant
 Transport in bulk
 according to
 MARPOL
 73/78, Annex II, and
 the IBC code
 航空規制情報

該当しない
 Not applicable
 Not applicable

該当しない

国内規制	陸上規制	該当しない
	海上規制情報	該当しない
	海洋汚染物質	非該当
	MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
	航空規制情報	該当しない

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第非危険物
消防法	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
大気汚染防止法	有害でない物質(施行令別表第1の2)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
じん肺法	法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

16. その他の情報

記載内容の取扱い	記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を対象としたものですので、特別な手配をする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。
----------	--